

平成29年2月定例会 県土整備委員会（付託）

平成29年3月2日（木）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

島田委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

これより、県土整備部関係の審査を行います。

県土整備部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から追加提出議案について説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】（資料①）

- 議案第52号 平成28年度徳島県一般会計補正予算（第5号）
- 議案第61号 平成28年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第62号 平成28年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第63号 平成28年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第1号）

【報告事項】

- 建築・電気・管工事における総合評価落札方式の見直し案について（資料②）
- 「とくしま生活排水処理構想2017」（案）について（資料③④）

原県土整備部長

それでは、県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の県土整備委員会説明資料（その3）の目次を御覧ください。

今回、御審議いただきます追加の案件は、平成28年度補正予算に係る歳入歳出予算、継続費、繰越明許費及び地方債でございます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

表の下から3段目、計の欄を横に御覧ください。

左から3列目の補正額欄に記載しておりますとおり、今回、県土整備部合計で119億4,621万7,000円の減額をお願いしております。

その右隣の計欄には、補正後の額を記載してございますが529億5,711万5,000円となっております。

また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載してございます。2ページをお開きください。特別会計でございます。

公用地公共用地取得事業特別会計など、四つの特別会計の補正総額は、最下段の左から

三つ目にございますように8億9,683万5,000円の減額となっております。

続く3ページから22ページまでは、補正予算に係る各課別の主要事項説明についてでございます。

まず、県土整備政策課でございます。

表の右側摘要欄にございますように、職員の人件費の決定に伴う補正など、次の4ページの最下段、補正額に記載のとおり、合計で3億9,329万1,000円の減額となっております。

5ページを御覧ください。建設管理課でございます。

土木企画調整事業費の決定に伴う補正など、合計で85万7,000円の減額となっております。

6ページをお開きください。用地対策課でございます。

国から受託した用地事務等に要する経費の補正により1,204万9,000円の増額となっております。

7ページを御覧ください。

公用地公共用地取得事業特別会計でございます。

公用地公共用地の先行取得額及び繰出金の決定等に伴う補正など、合計で2億2,169万4,000円の減額となっております。

8ページをお開きください。道路整備課でございます。

道路改築事業費や緊急地方道路整備事業費の決定に伴う補正など、合計で16億3,447万2,000円の減額となっております。

9ページを御覧ください。都市計画課でございます。

街路事業費や緊急地方道路整備事業費の決定に伴う補正など、合計で3億4,610万8,000円の減額となっております。

10ページをお開きください。住宅課でございます。

住環境未来創造基金積立に伴う補正など、合計で3億8,897万2,000円の増額となっております。

11ページを御覧ください。営繕課でございます。

営繕受託事業費の決定に伴う補正など、合計で534万9,000円の減額となっております。

12ページをお開きください。河川整備課でございます。

国直轄事業負担金や広域河川改修事業費の決定に伴う補正など、次の13ページの最下段に記載のとおり、合計で、2,035万9,000円の増額となっております。

14ページをお開きください。砂防防災課でございます。

災害関連事業費や災害復旧事業費の決定に伴う補正など、次の15ページの最下段に記載のとおり、合計で80億2,118万2,000円の減額となっております。

16ページをお開きください。水・環境課でございます。

流域下水道事業特別会計繰出金の事業費の決定に伴う補正など、合計で6,823万2,000円の減額となっております。

17ページを御覧ください。

流域下水道事業特別会計でございます。

旧吉野川流域下水道建設事業費の決定に伴う補正など、合計で1億846万8,000円の減額となっております。

18ページをお開きください。運輸政策課でございます。

国直轄事業負担金のほか、次の19ページに記載しております災害復旧事業費の決定に伴う補正など、合計で13億7,207万8,000円の減額となっております。

20ページをお開きください。

港湾等整備事業特別会計でございます。

臨海土地造成事業費における県債の元利償還金の補正など、合計で5億6,667万3,000円の減額となっております。

21ページを御覧ください。次世代交通課でございます。

航空対策費の事業費の決定に伴う補正など、合計で1,243万円の減額となっております。

22ページをお開きください。高規格道路課でございます。

国直轄事業負担金や緊急地方道路整備事業費の決定に伴う補正など、合計で5億1,359万8,000円の減額となっております。

続きまして、24ページをお開きください。

既に御承認を頂き、事業を実施しております、一般会計における継続費の変更についてでございます。

出合大橋上部工架設事業につきまして、平成28年度の進捗状況に伴い、年割額や財源を変更しようとするものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

25ページを御覧ください。

このページから38ページまでは、繰越明許費でございます。

各事業の進捗状況を精査いたしました結果、平成29年度に事業費の一部を繰り越して事業を執行する繰越明許費の御承認をお願いするものでございます。

このうち、35ページまでは、一般会計に係る繰越明許費でございます。

35ページの最下段、右から2列目の欄に記載のとおり、合計で207億1,807万6,000円となっております。

続く、36ページから38ページは、特別会計に係る繰越明許費でございます。

36ページの公用地公共用地取得事業特別会計におきましては、翌年度繰越予定額3億4,090万円となっております。

37ページを御覧ください。

流域下水道事業特別会計におきましては、翌年度繰越予定額6,700万円となっております。

38ページをお開きください。

港湾等整備事業特別会計におきましては、翌年度繰越予定額1,400万円となっております。

これらの事業につきましては、計画に関する諸条件などの理由により、年度内の完了が見込めなくなり、やむを得ず翌年度に繰越しとなるものでございます。

事業効果の早期発現が図られますよう、今後とも、できる限りの事業進捗に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

39ページを御覧ください。

地方債でございます。

流域下水道事業特別会計と港湾等整備事業特別会計におきまして、今回の補正に伴い、財源に充てる県債の限度額の変更をお願いするものでございます。

以上で、県土整備部関係の案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、2点、御報告させていただきます。

まず、1点目は、建築・電気・管工事における総合評価落札方式の見直し案についてでございます。

お手元の資料（その1）を御覧ください。

先の9月議会、11月議会におきまして、建築工事をはじめとする工事件数が少ない工種において、落札企業に偏りがあるとの御指摘を頂いたところです。

このため、建築の特A業者29者、電気のA級業者22者、管のA級業者21者から、聞き取り調査を行い、頂いた意見を参考に、見直し案を作成いたしました。

番号1の手持ち工事数による評価の導入につきましては、入札公告時点で、県発注の同種工事を持っていない企業に加点するもので、建築工事は7,000万円以上となる特A及びA級工事を対象に、また、電気工事は4,000万円以上、管工事は3,000万円以上となるA級工事を対象に、新たに適用することといたします。

番号2の地域精通度加点の適用拡大につきましては、地元企業育成の観点から、工事箇所と同じ地区内に主たる営業所がある企業に加点するもので、建築工事は、特A及びA級工事全てに適用するとともに、配点を拡大いたします。

また、電気・管工事においては、新たにA級工事すべてに適用することといたします。

番号3の企業や技術者の工事成績評点の縮小につきましては、1億円を超える簡易型A以上の工事においては、企業、技術者双方の配点を、また、1億円未満となる施工能力審査型においては、技術者のみの配点を縮小し、工事实績の占める割合を緩和いたします。

番号4の一抜け方式の適用拡大につきましては、同一敷地内の分割工事のみに適用しているこの方式について、できるだけ多くの企業が、受注機会を確保できるよう、特A及びA級の建築工事とA級の電気・管工事において、適用するエリアを更に拡大することといたします。

このほか、番号5の建築工事において、機械保有状況の加点を廃止するとともに、番号6の企業や技術者における工事成績評点の評価期間を10年に延長いたします。

最後に、番号7の建築、電気、管工事の一部工事において、企業や技術者の工事成績を問わないチャレンジ型を試行いたします。

これらの見直しによりまして、落札企業が過度に偏ることなく、また、チャレンジ精神あふれる、やる気のある企業の育成、業界全体の活性化、将来の担い手の確保につながるよう、努めてまいります。

今後とも、議会での御論議はもとより、建設業協会をはじめとする関係団体や、入札監

視委員会の御意見等も踏まえ、5月1日からの新制度運用に向け、しっかりと準備を進めてまいります。

2点目は、「とくしま生活排水処理構想2017」（案）についてでございます。

お手元の資料（その2）を御覧ください。

1、概要ですが、生活排水処理構想は、生活排水処理施設の整備を効率的かつ計画的に推進するための指針として、おおむね5年ごとに定期的な見直しを行っております。

2、策定のポイントといたしましては、人口減少や高齢化の進行等の諸情勢の変化に柔軟に対応するため、経済比較を基本としつつ、整備の時間軸の観点や地域のニーズを勘案した、より弾力的な整備手法を選定することなどを柱に、平成27年4月から、各市町村において、見直しを行ってきたところでございます。

3、見直し後の整備手法でございますが、公共下水道では、未着手の10処理区を廃止、また、集落排水では、未着手の42処理区を廃止したことなどにより、集合処理区域が約5,760ヘクタール減少し、事業効果の早期発現が見込まれる浄化槽区域にシフトしております。

4、整備目標につきましては、平成37年度の汚水処理人口普及率が、前構想の74%から、79%と5ポイント向上しております。

5、構想の推進といたしまして、浄化槽整備の加速化として、面的な整備、適切な維持管理が可能な市町村設置型の導入支援、新たな技術・運営管理によるコスト縮減として、ストックマネジメントの推進、水教育・普及啓発の推進として、標語・ポスターコンクールの実施などに積極的に取り組むこととしております。

6、今後の予定につきましては、県議会での御論議をはじめ、3月下旬のパブリックコメントによる御意見を踏まえ、7月の構想策定に向けまして、しっかりと取り組んでまいります。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

島田委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

須見委員

先ほど部長報告にもありました建築・電気・管工事における総合評価落札方式の見直し案について何点かお聞きしたいと思います。

まず、1番にあります手持ち工事数による評価を導入とありまして、現行制度にはない制度で、新しい制度になるようなことを書いております。建築につきましては特A級、A級で7,000万円以上、電気工事は4,000万円以上、管工事は3,000万円以上となっておりますが、こういった方法で手持ち工事数による評価を導入するように考えているのかを、

もう少し詳しく教えてもらいたいのと、この下にある公告時点で工事中の県発注同種工事が対象ということがどういったことなのか、もう少し詳しく教えていただきたい。

折目建設管理課長

手持ち工事数の評価について御説明をさせていただきます。

この手持ち工事数による評価でございますが、A級以上の工事を発注するときに、A級以上というのは、繰り返しになりますが、建築工事で7,000万円以上、電気工事で4,000万円以上、管工事で3,000万円以上でございます。この工事を発注するときに、入札公告を行った時点で、県発注のA級以上の同種工事を持っていない企業に加点するものでございます。

この同種工事でございますが、建築工事を発注するときは、建築工事がこの同種工事に当たります。それから、電気工事を発注するときは電気工事が同種工事になります。管工事も同様でございます。

これによりまして受注者の偏りを緩和し、できるだけ多くの企業の受注機会の確保につながるものでございます。例えば、入札公告時点で県発注の同種工事を受注していれば、もうその企業はゼロ点と。受注がなければ、一定点数を与えることといたします。

具体的な配点等については、今後、建設業協会をはじめとする関係団体の御意見もお聞きした上で最終決定したいと考えているところでございます。

須見委員

それでは、続いて、2番目にあります地域精通度加点の適用拡大についてお伺いしたいと思います。

現行制度と見直し案について、どのように変わったのかを詳しく教えてください。

折目建設管理課長

地域精通度でございますが、まず、この地域精通度というのは、繰り返しになりますが、地元企業育成の観点から、工事箇所と同じ地区内に所在地がある企業に加点するものでございます。

現在の制度では、建築のA級工事において、一部のエリアのみで適用の対象としております。この一部のエリアというのは、庁舎名でいいますと、旧鳴門庁舎、吉野川庁舎、美馬庁舎、三好庁舎でございます。県の北部エリアを対象に、建築のA級工事のみで今適用しているところでございます。

逆の言い方をしますと、このエリア以外のA級工事とか、更に大きい特A級工事、2億円以上の工事、これについては現行では対象外となっております。それから、電気、管工事については、現行制度では全て対象外でございます。

見直し案でございますが、建築工事については、特A級及びA級工事全てに適用いたします。7,000万円以上については全て適用ということでございます。

それから、電気と管工事については、新たにA級工事全てに適用する方向で考えており

ます。電気4,000万円以上、管3,000万円以上の工事についてはこれを適用するという  
こととございます。

それから、配点でございますが、現行制度の最大点が今15点でございますので、もう少  
し拡大する方向で検討しているところでございます。

#### 須見委員

15点から拡大ということは、15点より増えるということで、見直し案に関しては、建築  
では7,000万円以上の工事全てと、電気、管工事のほうは、電気が4,000万円で、管が  
3,000万円以上がその範囲に入るといふ、わかりました。

次に、4番目の一抜け方式の適用拡大についてお伺いをいたします。

見直し案のほうに、現行制度、1,000万円以上の工事を対象に同一敷地内のみの適用に  
加えて数々の条件が付いて、先ほども、適用エリアの拡大をされると言われてましたが、エ  
リアについては先ほども言ってました各庁舎単位のエリアになるのか、それとももう少し  
大きい、東部とか南部とか西部とかのそういうエリアで増えていくのか、こういった形に  
なるのかを詳しく教えてください。

#### 折目建設管理課長

一抜け方式でございますが、現行制度では1,000万円以上で同一敷地内の分割工事のみ  
に今適用しております。ただ、この条件では対象案件がごく一部に限定されるということ  
でございます。例えば、県営住宅の同じA棟、B棟を同時に建てるとか、あるいは同時に  
解体するとか、こういったもののみが適用となります。このことから、見直し案におきま  
しては、A級以上の工事については県下全域に適用範囲を拡大して運用する方向で検討を  
しております。

#### 須見委員

現行制度に加えてということなので、1,000万円以上から7,000万円、建築で言ったら  
1,000万円から7,000万円までは同一敷地のみ適用という形で、電気、管もそれぞれ一  
緒で、それから以上、7,000万円以上、4,000万円、3,000万円以上という区分におい  
ては新たに県下全域で適用されると。鳴門の工事でも、阿南の工事でも、一緒の扱いとい  
う。わかりました。

次に、7番目、新しくありますチャレンジ型を追加とありますが、これはこういったも  
のでしょうか。

#### 折目建設管理課長

チャレンジ型という制度でございますが、この制度につきましては国土交通省の近畿地  
方整備局において、企業や配置予定技術者の工事实績を求めない、企業チャレンジ評価型  
という新たな制度を試行しているというふうに聞いております。

県におきましても、この制度を準用しまして、工事实績は余りないが、チャレンジ精神

あふれるやる気のある企業を育てるという観点から、企業や技術者の工事成績を問わない、チャレンジ型を建築、電気、管工事の一部で試行して、その効果を検証したいと考えております。

#### 須見委員

このチャレンジ型というのは、認識としては、全く県の工事实績がなかったり、技術者に点数がなかったりとか、企業に点数がなくても、一部の範囲においては入札に参加できるということによろしいんですか。

#### 折目建設管理課長

例えば、電気とか管工事などは、総合評価で言うと配点が合計で60点になってます。この60点の内訳をいいますと、企業の工事成績が15点で、それから配置予定技術者の工事成績が20点、これを合わすと35点になりまして、全体に占める割合の6割近くがこの企業工事实績ということになりますので、非常にいい工事实績を持っているところに、そうでないところがなかなか逆転は難しいところです。しかしながら、そういう実績はないけど、県の工事は受注してスキルアップをしていきたい、そういったやる気のあるチャレンジ精神あふれる企業もヒアリングした結果では、かなりおりました。こういった企業が入札に参加して、それで実際に仕事が受注できるようにということで、工事实績をカウントしない、新たな方法で入札を試行でやってみたいと、そういうことでございます。

#### 須見委員

では、60点あって、35点は関係ないと、残りの25点で争うような形になるということやね。

#### 折目建設管理課長

そこはまだ最後詰まってはいいんですが、例えば、この近畿地方整備局の事例で言いますと、チャレンジ型でも、A型、B型という二つの方法がございまして、A型については、企業と配置予定技術者の両方の工事实績を見ないというのがA型でございまして、B型は、企業の工事实績だけを見ると、配置予定技術者の工事实績は見ないというのがB型でございまして。

両方を見ない方法でいくのか、どちらか、例えば企業の工事实績だけを見て、配置予定技術者の工事实績は見ないでいくのか、そのあたりはこれから詳しく詰めていきたいと考えております。

#### 須見委員

チャレンジ型ということで、今まで県の工事に参加できていないところもできたら入れてほしいので、できればそのA型の両方見ないということが望ましいんじゃないかと思っております。できたらA型を進めるようにはしてほしいと思っております。



今回の見直し案につきましては、様々な、現行制度にないような制度も適用予定となっているみたいであります。今後、建設業界をはじめとする関係団体の御意見を聞いた上でとのことなので、これから詰めていく作業にはなるとは思います。

今回のその見直し案について、報告があったように、実現、運用していけるように決意のほどをお聞かせ願えたらと思います。

#### 東村県土整備部副部長

入札制度の見直し案についてでございますけれども、これまで、落札企業に偏りがあると御指摘を賜っておりました建設、電気、管工事の企業から聞き取り調査を行いまして、頂きました意見を反映できるように検討を進めてきているところでございます。

見直し案につきましては、部長からも報告させていただきましたように、その方向性については固まってきているところでございまして、現在、配点などの詰め作業を実施しているところでございます。今後、建設業協会をはじめとする関係団体の意見をお聞きした上で、早急に作業を進めてまいりたいと考えております。

3月中には案を固めまして、確定させまして、新年度に入りまして、5月1日からの運用ということできっかりと進めてまいります。制度につきましては、今後とも常にその結果を分析しまして、課題を十分に把握した上で不断の見直しを行ってまいりたいと考えております。

委員各位におかれましても、引き続き御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### 須見委員

今回の総合評価落札方式の見直し、5月1日から運用ということですが、数多くの業者のほう非常にこの制度の見直しについては期待し、注目されていると思います。なかなか競争が行われる中において、全ての業者さんに納得していただくような入札制度というのは非常に難しいのかなと思っておる次第でございますが、競争性、公平性、透明性のより高い入札制度に向けて、不退転の決意とスピード感を持ってしっかりと取り組んでいただくとともに、今後、まだまだ時間はかかるんであろうと思いますが、建築、電気、管工事以外の工事についても偏りがあるように見受けられるところもありますので、順次見直していただくことを強く要望いたしまして、この件については終わりたいと思います。

次に、徳島阿波おどり空港の国際線の誘致についてお伺いをしたいと思います。

事前委員会のほうでは、香港、台湾を重点地域として誘致に取り組んでいるということをお伺いいたしました。来年度の予算関係でも、航空関係の予算、かなり充実しているようではあります。インバウンドの獲得に向けて地域間の競争が激しくなる中で、徳島県としては国際線の誘致にどのように取り組んでいっているのか教えてください。

#### 佐藤次世代交通課長

国際線の誘致に向けましては、重点地域でございます香港や台湾にセールスに参りました際、今年度最初に言われましたのが、今いろんな地域から誘致に向けて訪れて来ている。

こうした中、月に1回でも最低訪れて顔を見せてくれないと忘れてしまいますよといったような厳しいお言葉を頂戴したというところがございます。こうしたセールスを通じまして我々実感いたしましたところとして、インバウンドの獲得に向け、それぞれの地域が全力で今PRを行って、誘致にしのぎを削る中、徳島県へ国際線誘致を加速していくためには、徳島県の魅力発信のためのプロモーションの強化はもちろんのこと、国際線運航への支援が欠かせないと実感した次第でございます。

このため、来年度の予算におきましては、他県の事例も参考にしながら、国際線の離発着に必要となります航行援助施設、いわゆる飛行機をレーダーで誘導していくための施設の使用料をはじめまして、その他着陸料でありますとか、そうした離発着にかかる経費に対しまして一部定率で補助を行うこととしてしています。具体的な金額といたしましては、例えば、1回限りとか2回限りとかいう単発のチャーターの場合は、県内への1泊を条件といたしまして、1便当たり35万円。それと、定期便でありますとか、定期便に近い形でのいわゆる定期チャーターにつきましては、同様に考えまして、1往復当たりは67万円程度の支援を行いたいと考えておるところでございます。

また、海外から徳島県にお客様を運んでくるインバウンドチャーター便ですが、こちらの場合、徳島県にお客様を運んできて、そのまた飛行機が帰るわけでございますが、どうしても帰るときが空便となってしまう場合がこれまで多かったところがございます。その空便をアウトバウンドチャーター便として、例えば県内の皆様が海外に旅行するための手段として、旅行商品を造成してもらえよう、新たに県内の旅行代理店向けに1企画1社50万円を上限といたします広告料支援制度を設けたいと、考えておるところでございます。

こうした支援制度を効果的に活用いたしまして、徳島阿波おどり空港への国際線の誘致にしっかり取り組んでまいります。

#### 須見委員

では、答弁を聞く限りにおいては、しっかりと月1回伺って顔を見せて、忘れられないようにした上で、国際線の誘致には様々な運航支援が欠かせないのかなということを思った次第で、私なりに理解をしたところがございます。

そういった中で、国際線の誘致に関しては、先ほども言っていましたように、各県が全力で取り組んでおり、各県との競争になる中で、他県の支援策を参考にしながら支援策を見直していくということなので、これを国際線誘致の実現の足掛かりとしてしっかりと国際線の就航へとつなげていただきたいと思います。一日も早い国際線の就航を期待している県民の方々は多いと思います。そういった中で、決意表明の意味も込めまして、国際線の就航時期、またいつ頃目指していくのか、具体的にしっかりとお答えいただければと思います。

#### 棄原県土整備部次長

国際線の就航時期の見通しについてでございますが、繰り返しになりますが、現在、エアポートセールスといたしましては、商工労働観光部と連携し、香港、台湾を中心に行っ

ており、今年度は特に海野副知事をリーダーにトップセールスを複数回行うなど、国際線の誘致に向けた取組を加速させているところでございます。

また、徳島阿波おどり空港におきましては、国際線のターミナル機能の整備を進めておりまして、平成29年度の完成を目指しているところでございます。

須見委員からもお話がございましたように、国際線の誘致に向けましては、地域間の競争が非常に厳しくなっておりますが、一日も早く海外からダイレクトでインバウンドを獲得するため、また、県民の皆様方が気軽に海外旅行を楽しんでいただけますよう、国際線ターミナルの供用開始時期にはチャーター便をはじめとした国際便の誘致が実現できますよう、今後もしっかり取り組んでまいりたいと思います。

#### 須見委員

供用開始のときには国際線の就航をしているということで、力強い決意を聞けたように思います。

なかなか周りからは、徳島県には国際便は来んだろうと、来てもあかんだろうみたいな声をよく聞くことがあります。私自身はそういったふうには思っていないで、必ず就航して、うまくやっていけるんだろうなと思っております。

予算案の参考資料の中にも記載されていましたが、空のネットワークが交流人口の拡大をリードし、地方創生を加速と書かれていましたように、徳島県への国際線の誘致をしっかりと進めていただきまして、就航実現、そして、インバウンドはもちろんのこと、徳島県からのアウトバウンドが加わることによって交流人口が拡大して、徳島県の活性化につながるように今後しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

#### 岩佐委員

私のほうからも、今年度最後の県土整備委員会ということで、少し質問と、あと要望が主になろうかと思っておりますけれども、質問させていただきたいと思っております。

まず始めに、さきの本会議で、元木議員の代表質問の中での、四国横断自動車道、その小松島阿南間の櫛淵地域に地域活性化インターを設けてはということに対し、地元小松島市と連携をしてその設置に向けた構造検討であったり、連結強化に向けて取り組んでいくという御答弁がありました。私も、小松島市ではないんですけども、山を隔てたところに住んでいる者としても、本当にこのインターができることというのは大きなメリットが生まれてくるものだと思っております。今後も、地元小松島市と協議を重ねて、本線の開通とともにしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。

ただ、このインターができることで、本当にメリットが生まれてくるというのは、地元小松島市だけでなく、その周りの勝浦町であったりとか、また阿南市でも加茂谷地域であったりとか、那賀町の方々も本当にアクセスがしやすくなるものだというふうに思っております。

さらには、今、緊急輸送道路となっているのが県道22号と県道16号で、県道16号のほう第2次で、そこからつながってくる県道22号が第3次の緊急輸送道路というふうに指定

をされているわけなんですけれども、この櫛淵にインターができることで、更に発災時の緊急輸送というのが有効に動くものだと思っております。

そこでなんですけれども、そのインターから伸びる県道の整備について何点かちょっと現状等を教えていただきたいんですけれども、まず、この櫛淵から勝浦のほうに抜けていく県道22号、今、沼江工区のバイパス工事がもう随時進んでいるとは思っていますけれども、この沼江工区の現状と完成等々について教えていただけますか。

#### 正木道路整備課長

県道22号ということで、阿南勝浦線の沼江工区の御質問だと思います。

沼江工区につきましては、平成24年度までに延長約1.2キロの区間を完成供用させております。平成27年度からは幅員狭小で最後のあい路区間でございます延長約500メートルの区間につきまして、バイパス事業に着手いたしております。

バイパス事業でありますので、用地が全て完成した時点で工事に着手するというところで、現在、用地交渉に鋭意努めているところでございます。

#### 岩佐委員

このバイパス、残りの500メートルの区間だけ若干、う回しているというようなこともありますので、これも早期に完成をすることを願っております。

また、もう一方、ちょうど加茂地区のほうから、おとし、黒河工区も完成をしたんですけれども、県道28号の整備もどんどんと奥のほうでは進んでいまして、また深瀬のほうでも堤防築堤と県道の堤防道路ということで利便性が大変向上しているというふうに思っております。

また、加茂地区において築堤も進んでいるということで、この県道28号、特に楠根の入り口辺りというのは、本当に今工事車両もたくさん通っているというようなことなんですけれども、この持井橋のところから入ったところというのが今、狭小な状態が続いております。いろいろ御苦勞もあるというふうに聞いておるんですけれども、ここの入り口というのが広がるのが、やはり地元の方々にとっては本当に有り難い話だというふうに思いますが、この区間の今後の見通し等についてはどのようになっておりますか。

#### 正木道路整備課長

県道28号ということで、阿南小松島線の持井工区の御質問かと思えます。

持井工区につきましては、先ほど説明ありましたように、幅員が狭小で、すれ違いが困難である区間、約600メートルの区間におきまして、平成22年度から事業着手いたしております。

平成27年9月に阿南勝浦線との交差点付近約40メートルが完成しておりますが、平成29年2月になりますが、約100メートル区間につきましては、暫定の現道の拡幅工事が完成いたしましたところでございます。

ここも用地がなかなか取得が困難なところがありまして、進んでないところもございま

すが、引き続き用地交渉に努めて、早期の完成を目指してまいりたいと考えております。

#### 岩佐委員

この年末から年明けにかけて、若干、用地取得しているところで待避所というのを設けていただいて、地元の方というのは、そこのすれ違いというその待避所ができただけでも本当に喜んでおります。早期の完成というのを望んでおります。

また、こういった今進んでいるバイパス等の整備とともに、今後、それぞれその県道22号、そして県道28号がちょうど合うといいますか、そのインターチェンジのほうに向かっていく交差点が今ございます。そこが今、地元の企業の通勤帰宅時なんかには本当に通行量も多いような状況であります。そこを、南から行けば右折をしてインターチェンジ方向に曲がるということで、ここが今1車線しかございません。時差式の信号で、若干右折ができるようにはなっているんですけども、今後、そのインターチェンジができるというようなことを踏まえて、その交差点の改良等もまた今後検討していただいて、しっかりインターチェンジの機能が発揮できるように、県道整備に努めていただきたいと要望しておきたいと思えます。

次に、河川の件について何点かだけちょっとお伺いしたいと思えます。

この4月から徳島県治水及び利水等流域における水管理条例が施行するというところで、その中で、治水の上に利水が成り立つという理念ということで、私もその那賀川流域に住む者としても、本当にこの条例というのは有り難く、これから先安心して暮らせるなどというような思いでいるわけなんですけれども、その理念のもとで、今随時、築堤も進んできております。先ほど述べました加茂地区の築堤であったりとか、また、この間しゅん工しました脇町第一箇所ので防であったりとか、本当に築堤を進め、無堤地区を解消していくというのがまず一番だというふうに思っておりますが、当然そういうふうに堤防ができることで、洪水による浸水というのは本当に減っていくのかなというふうなことでもあるんですけども、当然堤防で囲まれることによって、その内水というのがやはり、はけていかないというようなことも懸念をしております。特に、近年における降雨の激甚化ということもあろうかと思えます。

その中で、条例の中でも浸水被害の防止というようなこともうたわれているんですけども、さらに、この条例第18条のあたりに、排水ポンプ車の機動的で円滑な運用というようなことがうたわれております。当然、築堤の箇所が進むにつれて、その囲まれた部分というのが増えていくとは思いますが、今現在の県の所有とまた国が持っているポンプ車というのがあると思うんですけども、それぞれ、例えば、その能力であったりとか台数というのがどのようになっているんでしょうか。

#### 久米河川整備課長

県、それから国のほうでお持ちになっております排水ポンプ車の台数でございますが、県におきましては、平成17年度2台、平成18年度に1台を導入いたしまして、それぞれ毎分30トン排水ということになっております。さらに、本年度美波庁舎のほうに配置すべく

1台導入を予定しているところでございます。

それから、国におきましては、徳島河川国道事務所管内で7台、那賀川河川事務所管内に3台ということでございます。能力につきましては、徳島河川国道事務所のほうが毎分150トンの能力を持つものが1台、それから毎分60トンの能力を持つものが3台、毎分30トンの能力を持つものが3台という形になっております。那賀川河川事務所の3台につきましては、150トンの能力が1台、それから30トンの能力が2台となっております。

岩佐委員

県所有の分も今年度から美波庁舎に1台増え、また国においても、計10台あるというようなことなんです。機動的で円滑なというようなこともあるんですけども、そのそれぞれの配置場所からの浸水被害が出るようなときの応援態勢と言うんですか、それぞれのよう機動的に動いているんでしょうか。

久米河川整備課長

まず、ポンプ車の配備になりますけども、県の排水ポンプ車につきましては、市町村であるとか県民局からの要請を受け、また、国の排水ポンプ車は、市町村や県から出動の要請をした場合に、被害状況とかを総合的に判断しながら、連携しながら出動していくという状況でございます。

応援態勢をとった事例といたしまして、平成27年9月、海陽町のほうで局地的な集中豪雨があり、宍喰川の水位が上昇して、内水被害のおそれが生じるということから、町の要請を受けまして、県の阿南庁舎に配置しておりますポンプ車を1台配備いたしました。さらに、県のほうから国へも要請いたしまして、那賀川河川事務所に配置されております1台についても海陽町のほうに出動をお願いしたという事例がございます。

また、平成26年になるんですが、これは東みよし町の山陰谷川で町から国のほうに要請いたしまして、徳島河川国道事務所所管の1台を出動いたしますとともに、高松市にあります国の機関、四国技術事務所に配置している排水ポンプ車も出動していただいたという事例がございます。

降雨の状況でありますとか、水位の状況によって機動的な運用には取り組んでいるところなんですけれども、先ほど岩佐委員からもお話ありました、条例にも機動的で円滑な運用について市町村その他の関係者と一層の連携を行うことという規定もさせていただいているところでございます。今後とも引き続き、市町村や国との連携を密にして、円滑な迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。

岩佐委員

それぞれ応援態勢であったりとか、高松市のほうからも連携があつて、応援をしていただいたというようなことで、多分大雨が降って浸水被害が出る場所というのも本当にあると思うんですけども、今後もそういった応援態勢、迅速でまた円滑な運用というのを進めていっていただきたいということとともに、先ほども述べましたけども、これから築

堤が進んでいくということで、囲まれた地域というのが増えてくると思います。そういう意味でも、運用面だけで追いつかないというようなことも今後何年か先というのはまた出てくる可能性もあります。県や、また国に対しても排水ポンプ車の増大というようなことも今後求めていっていただきたいと思います。とおもっています。

あと、これは島田委員長のほうから一般質問の中でも質問されたんですけれども、南部健康運動公園の件について1点だけお伺いしたいんですけれども、これも南部の競技力アップという意味においては本当に有り難い施設だなというふうに思っています。これも早期の完成を望んでいるところではあるんですけれども、ここで、若干照明に関して要望もあります。少しだけお聞きしたい。今回のこの整備事業の中で、防災機能の強化というところで、夜間照明4基というようなことがあります。これが、どれぐらいのものであって、どのように使うというようなものがあるのでしょうか。

谷本都市計画課長

南部総合運動公園の照明についての御質問を頂きました。

当照明につきましては、この陸上競技場が大規模災害時の広域応援部隊の夜間活動を支援すると位置付けられておりますので、鳴門の第2陸上競技場と同等程度の10ルクス程度を今考えております。

岩佐委員

防災面ということで、一応10ルクスという明るさではあろうかとは思いますが、やはり競技力向上であったりとか、今後、阿南市のほうで維持管理をします。また、そこでのいろんな競技団体、陸上競技の協会であったりとか、インフィールドということでサッカーができたとかいうようなことで、利用の団体とかもあろうかと思えます。せっかく、こういう照明、場所があって、防災面での夜間照明があるということなんですけども、その競技用としての夜間照明ということについて、今後の方針というのは現状ないのでしょうか。

谷本都市計画課長

当陸上競技場は、県におきましては2019年から始まります3大国際スポーツ大会に向けまして、これから県民の皆様のスポーツへの関心とか、あと各種大会の開催誘致の機運を更に高めるため、昨年12月にスポーツ施設環境整備計画におきまして、先行的に整備する施設に位置付けております。

現在、県としましては、まずは県南地域のスポーツの拠点となるこの陸上競技場の整備にしっかり取り組んでまいりたいと考えておりますけど、先ほど、その中で当陸上競技場は防災の活動拠点になりますから当面は10ルクスを目指していくんですけど、今後、照明の照度アップが可能となりますよう、例えば、充電設備の設置とか、配管の増設等対応できるように、現在、設計を進めているところでございます。

今後、当陸上競技場が完成しましたら、地元の阿南市に管理をお願いすることとなって

おりますので、本格的に整備を進める中で、維持管理も含めまして、阿南市や競技団体と協議してまいりたいと考えております。

#### 岩佐委員

防災拠点という位置付けではあるんですけども、ここにJ I Sの照度基準というものもあります。野外で、例えばサッカーであったりとか陸上競技もある程度、競技区分とかはあるんですけども、その競技を行うには最低100ルクスぐらいからあります。まず、防災拠点ができることというのは本当に大切だと思うんですけども、一度作った照明をまたやりかえるというのは二度手間であり、お金の面でも無駄になろうかと思えます。しっかり今後の発展であったりとか、増設がしやすいような設計で進めていただけますよう強く要望いたしまして終わりたいと思えます。

#### 寺井副委員長

質問する前に、二つほど県民の声を届けておきたいと思えます。

まず1点は、たしか去年の秋頃でしたか、阿波市を通る県道鳴門池田線の橋上の舗装が非常に悪くて、トラック運送等々のドライバーから、そこへ来たらブレーキをかけてゆっくり通らなガタガタするんだというお話がございまして、道路整備課の皆さん方をお願いをしたところ、もう既にその話は聞いており、舗装するつもりですというお話を聞いて、きれいに舗装をしていただいたのですけれど、運送業界のドライバーの人たちから、寺井さんよろしく県の人に言うといってくれと、ほんまに運転しやすくなったんでと、そういうお褒めの言葉を頂いております。

それからもう1点、これは昨日ちょっと私、徳島大学へ行ってございまして、今、岩佐委員がおっしゃいました脇町第一箇所の築堤、44年もかかって立派なもののできたわけがございまして、それを見た鳴門の人が、寺井さん、新聞を見た。私は、実は脇町が水につかりそうになっているときに消防団員や住民の方々が砂袋を積んで水が入らないようにしていた現場を見たことがあるんだ。今度すばらしい堤防ができたんだってねというような関心を示されてございまして、44年もかかったんですわという話をしたら、大変でしたねというお話を聞いてきました。県民の皆様はそういうふうに見られて、皆さん方の頑張っている姿を見られているのかなと思うわけがございまして、今後も自信を持って取り組んでいただいて、しっかり予算を付けて頑張っていたいただきたいなど、報告をしておきます。

それでは、質問に戻りますけれども、早明浦ダム再編についてお伺いをいたします。

吉野川については、議会でしっかりと議論をしていかなければならないと考えております。さきの本会議で我が会派の元木議員のほうから、早明浦ダムの再編に当たっての無堤対策と残されてきた水問題の解決へ向けた取組について、知事の姿勢を問うたわけがございまして、私もおおと思いましたが、知事から今後10年以内に残る全ての無堤地区で事業を着手するという確固たる決意を持って国に着手時期の明示を求めるという答弁がございました。本当にまだ無堤地区が37%ぐらい残っていて、住民の皆さん方は不安に思



っている中で、治水対策を強力に進めていこうという強い意志が伝わってきたところでございます。

また、知事からは、水問題の解決に向けての新たな提案がございました。

そこで、お伺いをするのは、河川環境の改善に向けて、洪水時の放流量の一部をダムに貯留して活用することを提案するというようなことがあったわけですが、どのようなことなのか、具体的に教えていただきたいと思っております。

#### 飯田水資源・流域振興室長

河川環境の改善に向けた提案についての御質問でございます。ダムにおいて洪水調節容量は、平時は洪水のために空けておくわけですが、洪水時に増加する流量の一部をダムにためて、下流に流す水の量を抑えて河川の水位を下げていく役割を担っています。

先日、本会議におきまして、元木議員の御質問に対して答弁させていただきました洪水放流量の一部をダムに貯留して活用する提案につきましては、ダムの運用に支障がない範囲で、平時は空けておく容量に一時的に洪水の水をためまして、平時にそれを活用して水量を増やし、河川環境の改善に活用することを求めるものでございます。

#### 寺井副委員長

洪水の水をためるといのはなかなか難しいのかなと私も思うんですけども、正に濁った水をためて、これをうまく使っていくということをお聞きしましたが、簡単にできないなと思ったりもします。できたら、きれいな水のとときにしっかりとめていただいで、我々、吉野川北岸土地改良区なども水を利用させていただいており、特に春先の水が欲しいわけですから、それを使ったほうがいいなと思うんですけども、こういうこともできるならば、本当にしっかりと取り組んでいただければなと思っておりますので、どうぞよろしく、国にしっかりと求めていってほしいなと思っております。

もう1点、今後、早明浦ダムの再編、無堤地区の解消と水問題の解決に対してどのように取り組んでいくのか、聞かせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

#### 飯田水資源・流域振興室長

ただいま吉野川の水問題に対して、御質問を頂きました。

先の事前委員会、それから本会議におきましても、寺井副委員長さんをはじめとして、議員の皆様から御意見や流域の住民の方々の思い、先ほどもお話があり、さきの本会議でも答弁させていただいた無堤地区の着手時期の明示、それから水問題解決に向けた提案といったこともこれまで遅滞なく国にお伝えをしているところでございます。今後とも、無堤地区の解消はもちろんのこと、水問題の解決なくして再編はないという考え方のもとで、課題の解決をしっかりとやってまいりたいと考えております。

#### 寺井副委員長

なかなか簡単にはいきませんが、これからしっかりと訴えていただきたいと思っております。

我々県議会としても、治水・利水を考える議員連盟は、ほとんどの議員が加入していますので、国へ向けて、県の方も含め、精いっぱい協力をしていきたいので、協力体制の中で国に要望をしっかりとして行ってほしいと思うところでございます。

知事が決意を示していただいたんですけれども、現場の長として、部長の決意をお聞かせ願えれば幸いです。

#### 原県土整備部長

この早明浦ダムの再編につきましては、2月の議員連盟の皆さんの勉強会で申し上げましたように、正に皆様から頂いた御意見というのは、私ども全く同じで、これまでもずっと変わらず要望させていただいております。

今回の早明浦ダム再編の取組につきましては、私も申し上げておりますが、議員の皆さんと一緒に取り組んでいくということでございますので、今後、早明浦ダム再編につきましては、まずは治水の上に利水が成り立つというこの条例のもと、治水対策を優先に、これまでの水問題を解決する。こういうことを念頭に置きながら是非お力添えを頂きまして、一緒に取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

#### 寺井副委員長

力強い御答弁を頂いたわけでございますけれども、本当に異常気象で、渇水や洪水が頻繁に起こるだろうと言われてまして、周辺に住む人たちはいろいろ不安を感じているところですので、今御答弁いただきましたように、積極的に前へ向いて国への陳情等々もよろしくお願ひをいたします。

#### 島田委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました県土整備部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって県土整備部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第38号、

議案第39号，議案第45号，議案第47号，議案第50号，議案第52号，議案第61号，  
議案第62号，議案第63号

次に，請願の審査を行います。

お手元に御配付しております請願文書表を御覧ください。

請願第1号「明谷地区における県道羽ノ浦福井線の道路整備及び桑野川の管理について」を審査いたします。

本件について，理事者の説明を求めます。

原県土整備部長

①明谷橋前における主要地方道羽ノ浦福井線の右折レーンの整備については，今後，交差点における交通量や安全性を総合的に勘案し，検討してまいります。

②桑野川の段樋門にポンプを設置することについては，平成13年度に樋門の電動化を行うとともに，平成18年度からは，南部総合県民局に配備した排水ポンプ車を活用し，必要に応じ，内水排除を行っております。

また，平成26年8月の浸水被害を受け，段樋門前の桑野川本川や旧川に堆積した土砂の掘削を行い，流下能力の確保に努めているところであります。

今後とも，排水ポンプ車の活用や樋門等の適切な維持管理により，浸水被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

③桑野川本川の改修済区間である堂谷川合流点付近に，下流への土砂流出を抑制する構造物を河川横断的に設置することは，そこから上流に土砂が堆積し，治水安全度が低下するおそれがあると考えております。

④桑野川の国直轄管理区間の延長については，河川の改修，土地利用，浸水被害の状況等から国が判断するものでありますが，当該区間については，引き続き，県による適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

島田委員長

理事者の説明は，ただいまのとおりであります。

本件は，いかがいたしましょうか。

（「継続」という者あり）

（「不採択」という者あり）

須見委員

本件については不採択とすべきと考えております。

請願事項の①については，ここ近年，重大な事故は起こっておらず，深刻な渋滞も発生していない。

②については，排水ポンプ車の配備や堆積土砂の掘削による流下能力の確保などにより，

浸水被害の軽減が図られている。

③については、床止めを設置することにより、そこから上流に土砂が堆積し、治水安全度が低下するおそれがある。

④の国直轄管理区間の延長については、国が判断するものである。

以上により、本請願につきましては、不採択とすべきものと考えますので、よろしく御賛同をお願いいたします。

島田委員長

それでは、意見が分かれましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、本件は、継続審査とすべきことは否決されました。

（臼木委員退席）

次に、お諮りします。

本件は、不採択とすべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

これをもって、請願の審査を終わります。

（臼木委員復席）

#### 【請願の審査結果】

不採択とすべきもの（簡易採決）

請願第1号

以上で、県土整備部関係の審査を終わります。

次に委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」という者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配付しております、議事次第に記載の事件につきましては、閉会中に調査することとし、その旨議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

本年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

本委員会の審査に当たりまして、委員各位におかれましては、この一年間終始御熱心に御審議を賜り、また委員会を通じまして議事運営に格段の御協力を頂きましたことを厚くお礼申し上げます。

おかげを持ちまして、委員長としての重責を大過なく全うすることができました。

これも一重に、委員各位の御協力のたまものであると心から感謝申し上げます。

また、原県土整備部長をはじめ、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力いただき厚く感謝の意を表すところであります。

審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望を十分尊重され、今後の施策に反映されますよう強く要望してやまない次第でございます。

終わりに当たりまして、報道関係者各位の御協力に対しましても、深く謝意を表する次第であります。

時節柄、皆様方にはますます御自愛いただきまして、それぞれの場で今後とも県勢発展のため御活躍をいただきますよう祈念いたしまして私の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

#### 原県土整備部長

県土整備部職員を代表いたしまして、一言お礼を申し上げます。

島田委員長、寺井副委員長並びに各委員の皆様におかれましては、この1年間、県土整備部行政、特に入札制度の在り方、また、治水・利水条例、そして先ほどは早明浦ダムの再編等々、終始熱心に、御審議いただきました。またその際には、適切な御指導、御提言、そして先ほどは寺井副委員長から励ましの言葉も頂きました。誠にありがとうございました。

頂きました数々の御提言、御指導につきましては、我々一同、肝に銘じまして今後、県土整備部は南海トラフ巨大地震など、自然災害を迎え撃つ防災減災対策、そしてさらには、エポックメイクとなります陸・海・空の交通体系の更なる進化等々全力で取り組んでまいりたいと考えてございますので、委員の皆様におかれましては、従来に増しての御指導、ごべんたつを賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが委員の皆様におかれましては、御健康に留意されまして県政発展のためにますますの御活躍を御祈念申し上げます。簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。

本当に皆様、1年間どうもありがとうございました。

#### 島田委員長

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（11時47分）